

**不利益処分個別票**

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	旅館業の営業許可取消し・営業停止
概要	旅館業法若しくは旅館業法に基づく処分に違反したとき等の場合は、大阪市長は旅館業の営業許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	旅館業法（昭和23年7月12日法律 第138号） 第8条
処分基準	<p>営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第3条〔営業の許可〕第2項第3号に該当するに至ったときは、第3条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業員が、当該営業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。</p> <p>1 刑法（明治40年法律第45号）第174条〔公然猥褻罪〕、第175条〔猥褻文書頒布罪〕又は第182条〔淫行勧誘罪〕の罪</p> <p>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する罪（同法第2条〔定義〕第1項第1号から第6号までに掲げる営業に関するものに限る。）</p> <p>3 売春防止法（昭和31年法律第118号）第2章〔刑事処分〕に規定する罪</p> <p>4 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）に規定する罪</p>
ホームページ	
備考	